

# コンプライアンス

## 大和証券グループ全般

コンプライアンス（倫理・法令遵守）の確立は、大和証券グループの持続的発展のために不可欠な重要な経営課題です。私たちは、グループの中核業務である証券業務に関連した法令・諸規則を遵守するだけでなく、その他の法令・諸規則などを含め、ルール趣旨・精神も尊重し、すべてのステークホルダーに対して誠実であることを目指しています。

表1: グループ各社のコンプライアンス担当部署（2002年3月末現在）

大和証券グループ本社	企業倫理推進室 法務監理部
大和証券	コンプライアンス部 コンプライアンス専任支店駐在職員 検査部
大和証券SMBC	法務考査部
大和証券投資信託委託	法務コンプライアンス部
大和総研	監査部 リサーチ・コンプライアンス管理部
大和住銀投信投資顧問	コンプライアンス室
大和証券ビジネスセンター	品質管理部
大和プロパティ	経営企画部
エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ	内部監査室 法務グループ

上記の部署のコンプライアンス担当職員は合計で約220名です。

表2: 倫理規程の概要

大和証券グループ役職員の行動指針として、グループ各社は次のようなルールを制定しています。

- ・ 業務上知り得た情報の厳重な管理保持。
- ・ 業務の適法性・妥当性に疑いがある場合の、所管部署または外部専門家への照会義務。
- ・ 現金による謝礼、過剰な接待など、社会通念上、妥当性を欠く経済的利益の授受の禁止。
- ・ 内外機関による検査への積極的な協力。
- ・ 社会貢献活動、環境保護への積極的な取り組み。
- ・ 職場での差別やセクシャルハラスメント等のいやがらせの禁止。

- 1 詳しくは、IR専用ホームページ（<http://www.ir.daiwa.co.jp/japanese/>）にて旧大和証券の1998年1月23日付プレスリリース「業務改善報告書について」をご覧ください。
- 2 両社のコンプライアンス体制の詳細については、それぞれ各社のホームページに掲載されているディスクロージャー誌をご覧ください。URLは、大和証券は、<http://www.daiwa.co.jp/Corp/index-s.html>（業務及び財産の状況に関する説明書）、大和証券SMBCは、<http://www.daiwa.co.jp/daiwasmbc/CorpPlan/Pdf/smbcinfo.pdf>です。

そのために、グループ各社は業務内容に応じて、諸規程・ルールを定めるとともに、コンプライアンス担当部署を設置し（表1参照）コンプライアンス体制を整備しています。このほか、グループ本社およびグループ各社は、コンプライアンス教育の充実に努めるとともに、企業倫理確立の観点から役職員の行動規範として倫理規程（表2参照）を制定するなど、その徹底に取り組んでいます。

なお、コンプライアンスの対象とする法令・諸規則の範囲、その遵守状況をチェックする頻度など、今後も継続的に改善が必要と認識しています。

## 反社会的勢力との絶縁

1997年の総会屋への利益供与事件の後、旧大和証券では、内部管理者の任命などを含めたコンプライアンス体制の充実と強化、総会屋など反社会的勢力との絶縁を目的とした総務管理室（当時）の設置、株主総会の改革といったさまざまな施策を実行しました<sup>1</sup>。1999年4月の分社化、持株会社体制への移行に伴い、総務管理室の機能は主としてグループ本社の企業倫理推進室に引き継がれ、反社会的勢力との絶縁にグループ全体で取り組む体制となりました。大和証券グループでは、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防ぐために、グループ各社でオフィス備品、購読誌、諸会費などの購入先や支払先の確認、諸契約書のチェック、従業員向け対策マニュアルの配布・教育など、継続的な活動を行なっています。

## 証券会社

全国に展開する支店ネットワークを通じて証券業務を行なう大和証券、そして機関投資家、法人のお客様を対象に投資銀行業務を行なう大和証券SMBCでは、証券取引法を中心とする関連法令、日本証券業協会や証券取引所の定める諸規則、ならびに金融商品販売法などを遵守する必要があります。また両社ともに、金融庁による証券検査マニュアルを参考として、十分なコンプライアンス体制を確立することが要請されています<sup>2</sup>。

その具体的な遵守事項には、取引の対象となる株式・債券などについて適正な価格形成が行なわれているかのチェックをはじめとして、あらゆる不正取引を防止するための監視、インサイダー情報の管理などがあります。また、お客様への勧誘行為が適切であるかについてもチェックおよび指導の対象となります。「大和証券の勧誘方針」は右記をご覧ください。

大和証券では、各従業員が守るべきコンプライアンス上の要求事項を解説した『コンプライアンス・ブック』をイントラネット上に掲載するとともに、従業員に対し適宜オンライン・トレーニングを実施しています。

大和証券SMBCでは、コンプライアンス・オフィサーが中心となり、各部署店に対し指導を行なっています。大和証券SMBCのコンプライアンス体制については、次ページをご覧ください。

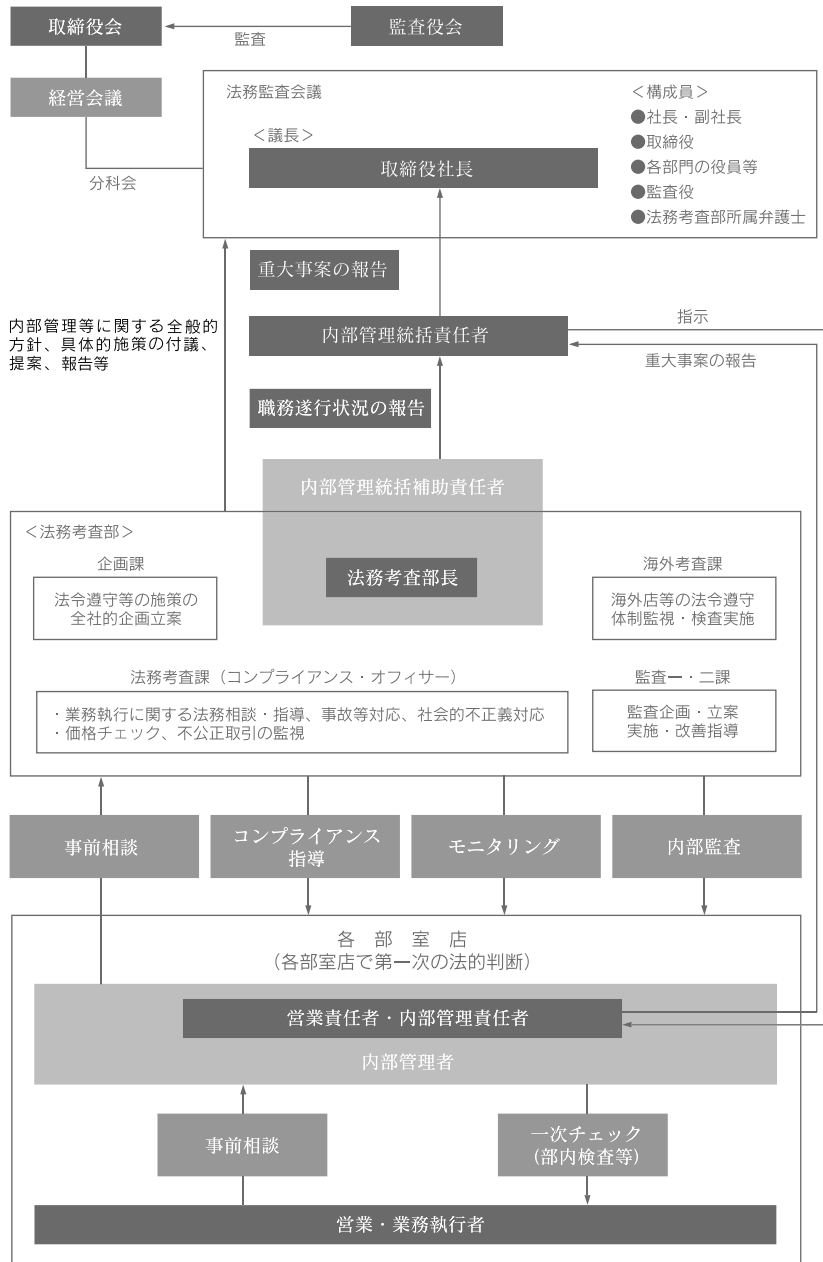
なお、法令・諸規則または社内諸規程・ルールに違反した従業員に対しては、事実関係を調査した上で社内処分を行ないます。8月末現在、数件につき違反の事実関係を調査中です。

## 大和証券の勧誘方針 ～安心してお取引いただくために～ (2002年8月末現在)

私たち大和証券は、「お客様のために」を合言葉に、お客様のニーズをいち早く理解し、お客様にとってベストな提案、お客様一人ひとりにご満足いただけるサービスに努め、安心してお取引いただけることを目指してまいります。

1. 私たちは、法令諸規則を遵守し、お客様との信頼の構築に努めます。
2. 私たちは、適切な投資勧誘を行なうために、常に法令諸規則や業務知識を深めてまいります。
3. 私たちは、「お客様カード」を備え置き、お客様のご意向と実情の理解に努め、お客様に適した商品の勧誘を行なってまいります。
4. 私たちは、お取引にあたって、商品内容やリスク内容などをわかりやすく説明し、お客様にご理解いただけるよう努めます。
5. 私たちは、お客様のご希望に沿ったお取引をしていただくために、3つのサービス  
ダイワ・コンサルティング、ダイワ・コール、ダイワ・ネット をご用意しております。
6. 私たちは、電話や訪問による勧誘に際しては、お客様のご都合に合わせた時間帯に行なうように努めます。
7. お客様のお取引につきまして、お気づきの点がございましたら、お取扱部店もしくは、お客様相談センター（TEL：03-3665-5111）までご連絡ください。

# 大和証券SMBCのコンプライアンス体制



# 資産運用会社

お客様の資産を運用する大和証券投資信託委託、大和住銀投信投資顧問には、受益者のために忠実に業務を遂行しなければならない忠実義務と、善良な管理者の注意をもって業務を遂行しなければならない善管注意義務が課せられています。

大和証券投資信託委託では、運用会社としてコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付けています。その実践にあたっては、コンプライアンスに対する基本的姿勢を「コンプライアンス基本方針」として定め、それを達成するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定して各種の実践を行なうとともに、定期的なチェックを実施しています。また、社長を議長とする「コンプライアンス会議」を定期的開催し、コンプライアンス状況の報告や重要事項の審議・決定を行なっています。従業員には、定期的な「コンプライアンス研修」による社内教育を行なうことにより、法令遵守の意識を高める方策を推進しています。

大和住銀投信投資顧問は、運用会社としての基本的な行動原則を「コンプライアンス・マニュアル」として制定し、具体的な法令遵守プログラムによる内部統制の確立を目指しています。また、法令等の遵守や受託者責任の実践だけでなく、経営理念のひとつとして「高い倫理観の醸成」を掲げ、資産運用会社としてグローバルに通用する企業倫理の確立を図っています。



## アナリスト

お客様に投資判断のための情報を提供するアナリストは、証券会社である大和証券および大和証券SMBCとは別会社である大和総研に所属し、組織的な独立性を確保しています。また、2001年度には、大和総研にリサーチ・コンプライアンス管理部を設け、アナリストによる投資判断情報の中立性、客観性をチェックする体制を強化するなど、大和証券グループ独自の試みを行なっています。

## ベンチャー・キャピタル

エヌ・アイ・エフ ベンチャーズの従業員は、ベンチャー・キャピタリストとしての中立性を厳正に維持し、自ら投資案件の発掘を行なうほか、デューデリジェンス（案件審査）投資委員会での案件説明、投資後のハンズオン（支援・育業）まで、一貫して担当することを基本としています。また投資先企業の上場の際は、その主幹事証券会社の選定において、投資先企業に自らの判断で決定していただくことにしています。

## 著作権、特許

大和証券グループでは、知的財産権管理についてのルールを設け、自社の知的財産（特許、実用新案、意匠、商標、著作権）を保護するとともに、他者（他社）に属する知的財産権の侵害を防ぐよう努めています。自社の知的財産権の保護については、知的財産に関する戦略・戦術の策定、法制度の調査、出願の推進などを行っており、なかでも、ビジネスモデル特許、商標、および著作権の管理が業務の中心となっています。ビジネスモデル特許の出願を推奨することにより、既存のビジネスを守るのみならず、新ビジネス・新サービスの開発意欲の向上に配慮しています。

## 行政処分などの状況

前述の利益供与事件により1997年に旧大和証券が一部業務の停止処分<sup>3</sup>を受けて以来、2002年7月末現在まで、大和証券グループの証券会社、資産運用会社が監督官庁からの行政処分を受けた事例はありません。

3 詳しくは、IR専用ページ  
(<http://www.ir.daiwa.co.jp/japanese/>)  
にて、旧大和証券の1997年12月18日付  
プレスリリース「弊社に対する行政  
処分について」をご覧ください。

